

11月は「年金月間」です  
 今、そして将来への安心を築く  
**「国民年金」**  
 を正しく理解しましょう

黒柱など一定の要件に該当する方を亡くした場合、その人によって生計を維持されていた子などが受ける「遺族基礎年金」があります。このように国民年金は「もしも…」のときにも安心な社会保障制度です。

**国民年金保険料は  
 きちんと納めましょう**

老齢基礎年金を受けるためには、国民年金保険料の納付期間など「受給資格期間」が原則として25年(300カ月)以上必要です。保険料の未納期間が多いなど受給資格期間を満たしていない方は、将来老齢基礎年金を受け取ることができなくなってしまうし、また、障害基礎年金や遺族基礎年金についても、受けることができない場合があります。

年をとったときや障害を持ってしまい働けなくなつたときの自分の生活のことを、そして一家の働き手を亡くしてしまったときの家族の生活のことを考えると、国民年金の大切さが見えてくるはずですよ。

今の自分、将来の自分そして家族のためにも国民年金保険料は、きちんと納めましょう。



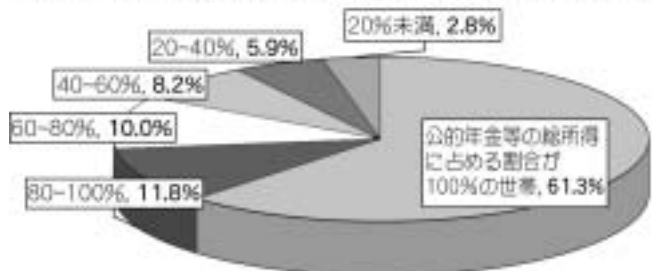
**「国民年金」は  
 老後の生活に必要な不可欠**

近年の日本は、急速に高齢化が進んでおり、「老後の時間の長い社会」となっています。その老後を豊かなものにするためには、生活そのものの安定、すなわち老後の経済的な保障が必要です。このような情勢の中において「国民年金」は老後の生活の安定に、重要な役割をもっています。

実際に高齢者世帯の収入の約7割は国民年金などの公的年金(恩給など含む)となっています。更に公的年金を受給している高齢者世帯のうち、実に6割以上の世帯は公的年金の収入のみで生活をしていきます。

このように国民年金は、私たちの老後の生活に必要な不可欠なものであることから、私たち一人ひとりが国民年金を正しく理解し、年をとつてから慌てることのないようにしなければなりません。

高齢者世帯の総所得に占める公的年金などの割合



**「国民年金」は  
 全ての人が加入しています**

20歳になると、日本国内に住所のある全ての人が国民年金に加入しなければなりません。農林漁業者や自営業者などは「第1号被保険者」として国民年金に加入することとなり、会社員や公務員なども「第2号被保険者」として、更に第2号被保険者に扶養されている配偶者も「第3号被保険者」として国民年金に加入しています。

ただし、国民年金保険料の納付方法が、第1号被保険者が直接納付書や口座振替などで支払うのに対して、第2号・第3号被保険者については、それぞれ加入している厚生年金や共済組合が必要額を拠出金としてまとめて支払っています。

このように、サラリーマンも家庭の主婦も全ての人が国民年金に加入することになっています。

**「国民年金」は  
 「もしも…」のときにも安心**

国民年金は、年をとつたときのためだけのことと考えていませんか？国民年金には老後に受給する「老齢基礎年金」のほか、20歳になる前や国民年金加入中に病気やケガにより一定の要件に該当する障害を持ってしまった場合に受ける「障害基礎年金」や、一家の大

**国民年金保険料の納付が困難なときは…**

**免除制度を利用してまじょう**

経済的に国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請することによって国民年金保険料の全部又は一部が免除となる制度があります。本人、配偶者及び世帯主の方の前年所得が世帯状況に応じた基準以下であることが条件となりますが、退職や事業の廃止などの理由による場合は、前年所得に関わらず免除の審査の対象となります。

また30歳未満の方を対象とした「若年者納付猶予」、学生を対象とした「学生納付特例」と国民年金保険料納付を猶予する制度もあります。

これら免除や納付猶予の決定を受けた期間については、10年以内であれば、あとから納めること(追納)もできますし、将来老齢基礎年金を受給するときの受給資格期間に算入され、障害・遺族基礎年金を受給するときも保険料納付済期間と同様の期間となります。

国民年金保険料の納付に困つたら未納のままとはせずに、国民年金保険料免除制度を利用するなど、必ず市役所又は社会保険事務所に相談しましょう。

各免除・猶予制度	国民年金の受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき	障害基礎・遺族基礎年金を受けるとき	追納期間
全額免除	算入される	年金額に2分の1反映※2	国民年金保険料納付済期間と同様となる	10年以内※3
4分の3免除※1		年金額に8分の5反映※2		
半額免除※1		年金額に4分の3反映※2		
4分の1免除※1	算入されない	年金額に8分の7反映※2	資格期間に入らない	2年以内
若年納付猶予		年金額には反映されない		
学生納付特例				
未納				

※1 「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の決定を受けても、減額された保険料を納付しないと「未納」扱いとなります。  
 ※2 平成20年度分までの免除などに対しては「2分の1」を「3分の1」、「8分の5」を「2分の1」、「4分の3」を「3分の2」、「8分の7」を「6分の5」として反映。  
 ※3 免除、猶予期間の保険料を追納する場合、3年目から当時の保険料に加算がきます。

国民年金に関するご相談、お問い合わせは…  
 市・市民課 ☎ 42・1805 留萌社会保険事務所 ☎ 43・7211